

第4章 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。なお、生活関連等施設については、以下に掲げる項目を整理する。

<ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類 ・名称 ・所在地 ・管理名 ・連絡先 ・危険物質等の種類 ・施設の規模
--

※「生活関連等施設」とは、

- ① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- ② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として国民保護法施行令で定める次の施設

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所, 変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設, 貯水施設, 浄水施設, 配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設, 軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設, 係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等, 旅客ターミナル施設, 航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省, 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質 (汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素 (汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬 (医療品医療機器等法)	厚生労働省, 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤, 毒素	各省庁 (主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省

2 生活関連等施設の安全確保

市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

- ・施設の巡回を実施するなど、自主警戒の強化に努めること。
- ・関係機関との連絡網の構築に努めること。
- ・施設への出入管理に当たっては、身分確認に留意すること。

3 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

特に市においては、島しょ部が多く、生活に密着した橋の警戒には留意する。

この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。